平成２７年（フ）第５９４号
大阪府藤井寺市津堂２丁目15番３―201号
債務者　鈴木　美子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６９８号
堺市堺区大浜南町３丁１番43―909号
債務者　中塚　**徳**子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７１０号
堺市東区白鷺町２丁６番10―206号
債務者　浅野　和也
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７２０号
堺市堺区協和町５丁481番地　塩穴団地12棟103号
債務者　黒木　節子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
長崎県長崎市赤迫３丁目７番30号介護付有料老人ホームモン・サン赤迫、住民票上の住所長崎県長崎市旭町６番１―1805号
債務者　有福　和子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２７年（フ）第１１号
長崎県五島市松山町158番地２、住民票上の前住所長崎県五島市東浜町１丁目14番１号
債務者　有福　良**廣**
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２７年（フ）第１３９号
北海道足寄郡足寄町南２条４丁目10番地　長江アパート３号室
債務者　高畠　郁弥
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
北海道帯広市東９条南10丁目16番地５　コーポラスＳＯＫＫＥＮ201号室
債務者　佐藤　幸輔
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２１８号
盛岡市上堂１丁目13番35号　サンシティー上堂Ⅱ105号
債務者　浅沼　正樹
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２１９号
盛岡市東山１―９―16　東山荘１Ａ　吉田盛方、住民票上の住所盛岡市湯沢18地割48番地
債務者　熊谷　　伸
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２４２号
盛岡市黒川23地割33番地６　アップルハウス黒川Ｂ―103号
債務者　遠藤　　勉
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２４７号
盛岡市本町通１丁目６番33号
債務者　小田島朋子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２２７号
愛知県一宮市奥町字野方72番地２　レインボー奥町1001号
債務者　児野　秀紀
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２３９号
愛知県犬山市大字上野字向米野1064番地　上野ハイツ108
債務者　金城　孝賢
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第５４号
兵庫県小野市浄谷町1900番地の１、前住所兵庫県小野市浄谷町1886番地の25
債務者　横畠　勝代
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第１６０号
香川県高松市木太町2562番地１　市住２―304
債務者　真鍋　武哲
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６６号
香川県高松市番町２丁目４番２―401号　コーポＡ＆Ｂ
債務者　蒔田　智之
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係